

鴨川における良好な景観形成について

条例上の位置付け

「良好な景観の形成」については、京都府鴨川条例の大きな柱のひとつ



(府民及び事業者の責務)

第4条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な環境の保全に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。



現状・課題

- 鴨川納涼床（二条～五条間）については、条例第14条に基づいて許可の審査基準（景観及び治水上の安全確保）を定め、現在、来年設置の床から同基準に適合するよう、鋭意取り組みが進められているところ
- こうした中、エアコン室外機に係る景観の問題については、審査基準に基づくガイドラインにおいて、納涼床の景観に係る留意事項としているものの、取り組みが進んでいない状況であり、景観阻害要因として目立ってしまう恐れ
- エアコン室外機についても、できるだけ早い取り組みが必要



対応案

- 学識者等の意見も聴きながら、京都市、納涼床組合等設置者と連携し具体的な対応策を検討していく



対応策の実施



効果

納涼床の基準への適合とともに、室外機の景観についても改善することにより、納涼床全体の景観が向上し、鴨川のイメージアップ、納涼床への誘客効果が期待できる